

宮古市広告掲載事務取扱要領

平成30年12月10日市長決裁

第1 趣旨

この要領は、宮古市広告掲載要綱（平成30年宮古市告示第274号）に基づき実施する広告掲載事務の取扱いに関し、宮古市広告審査委員会規程（平成30年宮古市訓令第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告掲載事務の所管等

1 広告掲載事務の実施

広告掲載に関する事務は、広告媒体を所管する各課等（以下「担当課等」という。）が適切な広告媒体を選定のうえ、実施するものとする。

2 担当課等で行う事務

- (1) 広告媒体の選定に関すること。
- (2) 募集要項の作成に関すること。
- (3) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等の決定に関すること。
- (4) 広告掲載料の決定に関すること。
- (5) 宮古市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）への付議事案に関すること。
- (6) 募集事務に関すること。
- (7) 選定結果の通知に関すること。
- (8) 契約締結及び解除に関すること。
- (9) 掲載した広告の管理に関すること。
- (10) 広告掲載料の徴収及び返還に関すること。
- (11) その他広告掲載事務を実施するにあたり必要な事項に関すること。

3 総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）で行う事務

- (1) 広告掲載事務の取扱いについての総合的な調整に関すること。
- (2) 委員会の庶務に関すること。

第3 広告媒体の選定

広告媒体を選定するにあたっては、広告を掲載することによって当該媒体の持つ趣旨を損なうおそれのある媒体を選定しないものとする。

第4 広告掲載希望者の募集及び決定

- 1 広告掲載希望者の募集及び決定に係る日程等については、広告媒体ごとの募集要項により定めるものとする。
- 2 広告代理店等が広告掲載を希望し、広告の掲載を決定した場合には、掲載する広告の内容が本事業の趣旨に適合することを担保するため、広告代理店等に書面による保証を求めるものとする（参考様式1）。

第5 広告掲載の決定等に関する通知

広告掲載希望者に対し広告の掲載又は不掲載の決定を通知するときは、書面により通知しなければならない。なお、不掲載決定とする場合は、その理由を付すものとする。

第6 広告掲載料の取扱い

広告代理店等を広告掲載の相手方として決定したときは、広告掲載料は広告代理店等に請求する。

第7 収入の歳入科目

広告掲載に係る収入の歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入

第8 委員会への付議の流れ

1 広告媒体案及び募集要項案の審査

- (1) 担当課等は、所管部長と協議のうえ、広告媒体案及び募集要項案を決定する。
- (2) 担当課等は、広告媒体案及び募集要項案を委員会に付議する旨の総務部長決裁（契約管財課合議）をとる。
- (3) 契約管財課は、審査案件を取りまとめのうえ、委員会開催日を決定し、担当課等に通知する。
- (4) 委員会は、広告媒体案の妥当性及び募集要項案の内容について審査する。
- (5) 契約管財課は、委員会での審査結果を担当課等に通知する。

2 広告媒体、募集要項等の決定

担当課等は、委員会の審査により広告媒体、募集要項等が適当と認められた場合は、市長決裁により広告の募集を決定する。

3 広告の募集

- (1) 担当課等は、広告媒体、募集要項等を決定した場合は、市ホームページ及び広報誌などを通じて広告の募集を周知する。
- (2) 担当課等は、広告の募集に対し応募があった場合は、その内容を審査のうえ、受理又は不受理を決定する。なお、応募内容に不備があり不受理とする場合は、可能な限り、当該応募者に対して書類等の補正を求めるものとする。

4 広告の審査

- (1) 担当課等は、広告掲載候補者を委員会の審査に付議する旨の総務部長決裁（契約管財課合議）をとる。
- (2) 委員会は、広告掲載候補者について宮古市広告掲載要綱及び募集要項に適合しているか審査する。
- (3) 契約管財課は、委員会での審査結果を担当課等に通知する。

5 広告掲載候補者の決定

- (1) 担当課等は、審査により広告掲載候補者が適当と認められた場合には、市長決裁により広告掲載の相手方を決定する。
- (2) 担当課等は、広告掲載の相手方が決定した場合には、経営会議に報告する。

参考様式 1

(例)

年 月 日

宮古市長 あて

住所
会社名
代表者名 印

広告応募に関する保証書

下記の広告掲載への申込みに際し、当社が応募する民間企業等の広告に関しては、宮古市広告掲載要綱及び広告募集要項を遵守することを保証します。

広告媒体 ○○○○

【担当部署・担当者・連絡先】